

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等の整備に対して、税制上の特例措置を適用する。</p> <p>(1)対象者 民間ラジオ放送事業者</p> <p>(2)対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等) (自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る)</p> <p>(3)特例措置 ・国税(法人税) : 特別償却 15%</p> <p>(4)適用期間 2年間(平成 26 年4月1日から平成 28 年3月31日)</p> <p>(5)新設、拡充、延長の別</p> <p>①延長 適用期間の2か年延長 (平成 28 年3月 31 日までの適用期間を平成 30 年3月 31 日まで延長)</p> <p>②拡充 ・国税(法人税)</p> <p>1 特別償却率:初年度 15% → 30%</p> <p>2 特例措置の対象となるラジオ送信所の要件拡充(「津波」、「洪水」、「土砂災害」であるところ、「液状化」を追加)</p>
3	担当部局	情報流通行政局地上放送課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設(適用期間:2年間)
6	適用又は延長期間	平成 28 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで2か年の延長

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、停電発生時の被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たしたが、一方で、津波による浸水により、停波した民放ラジオ親局もあったことから、災害発生時の情報伝達の途絶をなくす必要がある。</p> <p>現在、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、そうした災害発生時においても情報提供を確実なものとするため、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する既設のラジオ局の災害対策を促進させることによって、放送が途絶するリスクを限りなく0に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>① 国土強靱化アクションプラン 2014  （平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）  第3章 各プログラムの推進計画  1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報 commons の加入促進、<u>ラジオ放送局の難聴・災害対策、避難者に対する避難標識のあり方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。</u></p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p><u>住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。(略)</u></p> <p>第4章 プログラム推進のための主要施策  6. 情報通信</p> <p>(略)災害時に、被災情報、避難情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たしているテレビ・ラジオ放送が、当該情報を国民に適切に提供できないことがないよう、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供等を推進する。(略)</p> <p>② 国土強靱化アクションプラン2015  （平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）  第3章 各プログラムの推進計画等  1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、防災行</p>
---	------	--------------	---

		<p>政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策の実施、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による情報提供手段の多様化・確実化を着実に推進する。</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を推進する。</p> <p>6. 情報通信</p> <p>難聴対策・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を行い、当該整備を推進する。</p> <p>③ 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成27年6月30日IT戦略本部改訂)</p> <p>Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</p> <p>3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会</p> <p>(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現</p> <p><u>災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実にかつ多様な伝達手段で入手できる防災・減災情報インフラを構築する。</u></p> <p>① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築</p> <p><u>災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実にかつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築する。</u></p> <p>④ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表)</p> <p>第4章 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。</li> <li>・ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。</li> <li>・ 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。等</li> </ul>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 28 年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策)</p> <p>3. 放送分野における利用環境の整備</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成 30 年度までに 100%とする。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本特例措置の達成目標は、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設の民放ラジオ親局の移転、予備送信設備等の整備又は親局が停波した際でも放送可能なFM補完局の整備といった災害対策に係る整備目標であり、その整備により災害に強いラジオ放送局が実現することから、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという政策目的の達成に寄与する。また、本特例措置の拡充・延長により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備送信設備等への追加投資が促進され、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設のラジオ局の移転・FM補完局等の整備がなされることによって、国民への情報提供手段の強化・地域の耐災害性のさらなる向上が期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 26 年度 0 件(0 百万円)(事業者アンケートによる実績)</p> <p>平成 27 年度 10 件(918 百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>平成 28 年度 32 件(1,683 百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>平成 29 年度 31 件(1,683 百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>(詳細は別紙参照)</p> <p>・平成 26 年度から平成 28 年度までの間における所期(税制創設時)の目標数は民間放送事業者 154 社としていたところであるが、これは民間放送事業者全社(192 社)に対するアンケート調査(平成 25 年 8 月)を実施し、そのうち租税特別措置等の要望(予備放送設備、災害放送設備又は公共情報コモンズ関連設備の整備)があった事業者数を見込んでいたもの(本税制の対象は、最終的に予備放送設備の一部である予備送信設備等を、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について新たに一体的に整備する場合に限って、対象としているもの)。</p> <p>今般、再度、民間放送事業者全社にアンケート調査(平成 27 年 6 月、7 月)を実施し、本税制の対象をより精査するため、事業者数に替え当該調査結果のうち本税制の適用対象である予備送信設備等の整備計画数に限定し、整備前倒しなどを含め本税制の適用期間に全て対応すると仮定し算出したところ、平成 27 年度から平成 29 年度までの間に当該親局の対策を含め 73 件の本税制の適用が見込まれる。これにより、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局について、平成 30 年度までには移転・FM補完局等の整備を 100%達成することが見込まれており、税制の適用対象の予定総数の確度が高いことが明らかとなっていることを踏まえれば、適用件数が想定外に僅少なものではない。</p>

		<p>また、平成 26 年度実績が 0 件となっているが、この点について、税制の適用見込みがあった者にヒアリングを行ったところ、地上デジタル放送の機器を整備した際の減価償却費が大きく、特別償却を適用しても税額が大きく変わらないことから、適用しなかったなどという理由であった。なお、アンケート調査の結果、本税制が特定の者に偏っているとは認められない。</p>
	② 減収額	<p>平成 26 年度 0 百万円  平成 27 年度 33 百万円  平成 28 年度 121 百万円  平成 29 年度 121 百万円</p> <p>(詳細は別紙参照)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 29 年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。東日本大震災の際、長時間の停電発生時の情報入手手段がほぼラジオに限定されたという経験を踏まえ、ラジオ送信所の強靱化が最重要であるが、平成 26 年度末現在で自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率は 30%であり、対策が行われているものの、平成 30 年度までに 100%にするため対策をさらに加速させることが必要。</p> <p>この対策のために必要な設備の取得に係る税制の特例措置の適用により、ラジオ放送事業者の投資を誘発し、災害対策等の早期実施を促すことを通じて、上記整備率の目標を達成することができ、もって、災害発生時に放送が途絶するリスクを限りなく 0 に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上に資することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 29 年度)</p> <p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率。</p> <p>平成 25 年度末:19%  平成 26 年度末:30%  平成 27 年度末:30%  平成 28 年度末:60%  平成 29 年度末:80%  平成 30 年度末:100%</p> <p>※本税制の直接的効果については、税制の適用があった事業者に対し、ヒアリング等を実施することにより、税制の直接的効果について把握する予定。なお、平成 26 年度末現在において、本税制の直接的効果はない。</p>

			<p>※定量的予測の算定根拠</p> <p>○自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)について、平成30年度までに移転・FM補完局等の整備を100%達成することを目標としているところ、事業者アンケート調査の結果等を踏まえ、各年度の達成目標を設定したもの。</p> <p>※所期の目標を変更する理由等</p> <p>○本測定指標は、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)及び国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)に記載され、国土強靱化の取組の指標として推進しているものであり、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという本税制の政策目標の達成が、国土強靱化の取組に資するものであることから、より適切に測定することができる指標であるため設定したもの。なお、前回の評価時の達成目標については、租税特別措置等の適用条件が要求時から大きく変更されているため把握は困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、本特例措置が継続されなかった場合、放送事業者における取り組みが遅れ、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地するラジオ局が当該自然災害による被害を受けた場合、情報伝達の途絶により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による必要な情報提供ができないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>本特例措置を講ずることにより、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者において送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備によって、災害時における国民への情報提供手段の強化が期待されるものであることから、その対策による利益は、放送事業者だけでなく広く国民に享受されるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、できるだけ早期に放送設備の災害対策の強化等を実施し、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとするのは、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。</p> <p>放送事業者における災害対策の早期対応を促進するためには、放送事業者に対し早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における国民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。</p> <p>規制の創設と比較して、東日本大震災の経験を踏まえ放送施設の安全・信頼性基準(放送設備の耐災害性等を規定する技術基準)を見直し、放送事業者は既に当該基準に対応済みであるが、当該基準は最低限の基準であり、放</p>

		<p>送事業者の災害対策の取組には差があることから、投資初年度の設備投資負担を軽減し、設備投資の前倒し実施を通じて災害対策が促進できる本税制措置が適切である。</p> <p>また、補助金と比較しても、予算の制約を受けず、負担を等しく公平に軽減することができ、また、課税の繰り延べであるため、最終的な国の負担が相対的に少なく適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>義務付けについては、東日本大震災の経験を踏まえ、最低限の基準として、放送施設の安全・信頼性基準を見直しており、放送事業者は既に当該基準に対応済みである。</p> <p>また、予算による支援措置として、「放送ネットワーク整備事業(※)」（平成25年度補正予算）及び「放送ネットワーク整備支援事業」（平成26年度補正予算、平成27年度予算、平成28年度予算(要求)）(※)を実施しており、本税制は予算による支援措置に併せて実施しているところ。</p> <p>上記、9①に記載のとおり、平成30年度までに確実に災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の適切な提供という本事業の政策目標を達成するため、こうした制度、予算及び税制の対応を併せて総合的に推進するもの。</p> <p>(※)「放送ネットワーク整備事業」及び「放送ネットワーク整備支援事業」の概要は以下のとおり。</p> <p>(概要)</p> <p>被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の費用の一部を補助する。</p> <p>① 放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用</p> <p>② ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用</p> <p>(補助率)</p> <p>地方公共団体 補助率1/2</p> <p>第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、ラジオ局の災害対策が早期に実現されることにより、災害時における地方公共団体等からの被災情報、避難情報等の必要な情報の提供を確実なものとするなど、地域住民の生命・財産の安全確保に直接つながるものであり、各地域において展開される必要がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価：平成25年8月

## 適用額及び減収額の積算根拠

## 【適用件数及び適用額】

平成 26 年度	0 件 (0 百万円)
平成 27 年度	10 件 (918 百万円)
平成 28 年度	32 件 (1,683 百万円)
平成 29 年度	31 件 (1,683 百万円)

## &lt;適用件数&gt;

【平成 26 年度】実績

【平成 27 年度】確認済みの整備計画数(4 件)及び事業者アンケートに基づく見込み(6 件)

【平成 28 年度】確認済みの整備計画数(1 件)及び事業者アンケートに基づく見込み(31 件)

【平成 29 年度】事業者アンケートに基づく見込み(31 件)

## &lt;適用額&gt;

【平成 27 年度】

## ○ ラジオに係る設備

① 投資見込み額 (※1) : 1,426 (百万円)② 補助金適用見込み額 (※1) : 713 (百万円)③ 黒字法人比率 (※2) : 83%適用額 : (①1,426-②713) × ③0.83 = 592 (百万円)

## ○ 確認済みの整備計画 (黒字法人と想定)

① 投資見込み額 : 404 (百万円)② 補助金適用見込み額 : 78 (百万円)適用額 : (①404-②79) = 326 (百万円)

## ○ 総額

592 + 326 = 918 (百万円)

【平成 28 年度】

## ○ ラジオに係る設備

① 投資見込み額 (※1) : 3,205 (百万円)② 補助金適用見込み額 (※1) : 1,177 (百万円)③ 黒字法人比率 (※2) : 83%適用額 : (①3,205-②1,177) × ③0.83 = 1,683 (百万円)



【平成 29 年度】

○ ラジオに係る設備

- ① 投資見込み額 (※ 1) : 3,205 (百万円)
  - ② 補助金適用見込み額 (※ 1) : 1,177 (百万円)
  - ③ 黒字法人比率 (※ 2) : 83%
- 適用額 : (①3,205-②1,177) × ③0.83 = 1,683 (百万円)

※ 1 放送事業者へのアンケート (全放送事業者に対し災害関連設備の整備意向を調査 (平成 27 年 6 月、7 月)) 等により算出

※ 2 平成 25 年度の民間放送事業者の収支状況 (平成 26 年 9 月 10 日公表) により算出

※ 3 平成 28 年度分の確認済みの整備計画 (1 件) の投資見込み額も、平成 28 年度及び平成 29 年度における投資見込み額 (3205+3205=6410) (百万円)) に含めて算定。

**【減収額】**

平成 26 年度	0 百万円
平成 27 年度	33 百万円
平成 28 年度	121 百万円
平成 29 年度	121 百万円

**【平成 27 年度】**

## ○ ラジオに係る設備

④ 投資見込み額 (※ 1) : 1,426 (百万円)⑤ 補助金適用見込み額 (※ 1) : 713 (百万円)⑥ 黒字法人比率 (※ 2) : 83%⑦ 初年度特別償却率 : 15%⑧ 法人税率 : 23.9%初年度減収額 : (①1,426-②713) × ③0.83 × ⑥0.15 × ⑦0.239 = 21 (百万円)

## ○ 確認済みの整備計画 (黒字法人と想定)

① 投資見込み額 : 404 (百万円)② 補助金適用見込み額 : 78 (百万円)③ 初年度特別償却率 : 15%④ 法人税率 : 23.9%初年度減収額 : (①404-②78) × ③0.15 × ④0.239 = 12 (百万円)

## ○ 総額

21 + 12 = 33 (百万円)**【平成 28 年度】**

## ○ ラジオに係る設備

⑤ 投資見込み額 (※ 1) : 3,205 (百万円)⑥ 補助金適用見込み額 (※ 1) : 1,177 (百万円)⑦ 黒字法人比率 (※ 2) : 83%⑧ 初年度特別償却率 : 30%⑨ 法人税率 : 23.9%初年度減収額 : (①3,205 - ②1,177) × ③0.83 × ④0.3 × ⑤0.239 = 121 (百万円)**【平成 29 年度】**

○ ラジオに係る設備

- ① 投資見込み額 (※1) : 3,205 (百万円)
  - ② 補助金適用見込み額 (※1) : 1,177 (百万円)
  - ③ 黒字法人比率 (※2) : 83%
  - ④ 初年度特別償却率 : 30%
  - ⑤ 法人税率 : 23.9%
- 初年度減収額 :  $(①3,205 - ②1,177) \times ③0.83 \times ④0.3 \times ⑤0.239 = \underline{121}$  (百万円)

※1 放送事業者へのアンケート(全放送事業者に対し災害関連設備の整備意向を調査(平成27年6月、7月))等により算出

※2 平成25年度の民間放送事業者の収支状況(平成26年9月10日公表)により算出

※3 平成28年度分の確認済みの整備計画(1件)の投資見込み額も、平成28年度及び平成29年度における投資見込み額(3205+3205=6410(百万円))に含めて算定。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の延長 (国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○データセンター地域分散化促進税制について、以下の延長を行う。 適用期限を、平成30年3月31日までの1年10箇月延長する。</p> <p>○対象者・対象設備 対象者: 電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者 対象設備: 認定計画<sup>※1</sup>に従って取得した電気通信設備。具体的には、①サーバー<sup>※2</sup>、②ルーター<sup>※3</sup>、③スイッチ<sup>※3</sup>、④無停電電源装置(UPS)<sup>※3</sup>、⑤非常用発電機<sup>※3</sup></p> <p>※1 基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画 ※2 首都直下地震緊急対策区域(首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域)におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る ※3 ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る</p> <p>○措置内容 法人税: 取得価額の10%の特別償却</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 創設(適用期間:2年間) 平成27年度 延長(延長期間:1年2箇月間) 特別償却:15%→10%、 対象区域:東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に定める東京圏)→首都直下地震緊急対策区域</p>
6	適用又は延長期間	平成28年6月1日から平成30年3月31日まで(延長期間:1年10箇月間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、首都直下地震緊急対策区域にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。</p> <p>具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、データセンターが集中する同区域が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、災害からの復興が遅れるおそれがある。</p> <p>このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへのバックアップの促進)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に抑さえ、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成 27 年6月 30 日閣議決定)</p> <p>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p> <p>2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保</p> <p>(2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散など、バックアップ体制の整備を推進し、強<sup>じん</sup>靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>平成 28 年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の促進</p> <p>4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32(2020)年度末までに、「首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積」<sup>※4</sup>に対する、「首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域圏に立地するデータセンターのバックアップサービスに利用されるサーバールーム面積」<sup>※5</sup>の比率を、税制創設前(平成 24 年度末)の約 1.97%<sup>※6</sup>の2倍(3.94%)とすることを目標とし、本措置の適用期間中に約 3.2%まで上げることを目指す。</p> <p>※4 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1都3県のサーバールーム面積</p> <p>※5 民間調査(同)におけるセカンダリソリューションの市場規模等から総務省推計。</p> <p>※6 平成 24 年度末:12,969 m<sup>2</sup>/645,610 m<sup>2</sup></p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバールーム面積)</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターのうち首都直下地震緊急対策区域以外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバールーム面積)を向上させることは、データセンターが東京一極集中している状況に対し、データを同区域外に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 1 件(適用額:236.8(百万円))  平成 26 年度 0 件(適用額:0(百万円))  ※平成 26 年度は 1 件実施計画を認定したが、税制適用までは至らなかった。  平成 27 年度 1 件(適用額:28.5(百万円))(見込み)  平成 28 年度 1 件(適用額:29.4(百万円))(見込み)  平成 29 年度 1 件(適用額:30.1(百万円))(見込み)</p> <p>※ 平成 25 年度の適用数及び適用額は、「租税特別措置の適用実態調査」による。また、平成 26 年度の適用数及び適用額は、認定済みの実施計画等による。</p> <p>※ 平成 27 年度～29 年度の適用数及び適用額は、過去 2 年間の実施計画認定実績(2 件)及び民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))からの推計。</p> <p>※ 適用実績が現時点で 1 件にとどまっている点について、問い合わせがあったが実施計画の認定の申請に至らなかった事業者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であるため、適用数が伸びていないと考えられる。</p> <p>しかしながら、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は 7①のとおり政府の方針でも明記されており、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへの情報のバックアップを継続して訴求し、促進していくことが必要であることから、データセンターの地域分散化について一層の促進を図る上では、本制度を延長し、周知普及を図っていくことが有効である(平成 26～30 年度の 5 力年計で周知・啓発活動を 10 件実施し 150 者以上に周知・啓発する予定)。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度 66.4(百万円)(適用額から算出)  平成 26 年度 0(百万円)  平成 27 年度 6.8(百万円)(見込み)  平成 28 年度 7.0(百万円)(見込み)  平成 29 年度 7.2(百万円)(見込み)</p> <p>※算出根拠  平成 25 年度:  [適用実態調査における適用額 236.8(百万円)] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)]  平成 27 年度:  [設備投資額(見込み)284.9(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%]  平成 28 年度:  [設備投資額(見込み)294.0(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%]  平成 29 年度:  [設備投資額(見込み)301.1(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%]</p>

		<p>※ 27年度～29年度の設備取得価格は、民間調査データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研)から推計。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度)</p> <p>本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、首都直下地震緊急対策区域以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、同区域以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへのバックアップの促進)を図るもの。</p> <p>平成27年7月までに、本措置の適用による首都直下地震緊急対策区域以外の地域への設備投資は約15.9億円であり、同区域のデータセンターに対する同区域外へのバックアップの割合(サーバールーム面積比)は、平成24年度末約1.97%から平成26年度末約2.30%に向上し、我が国における情報通信基盤の耐災害性が高まったところ。</p> <p>今後、本措置の一層の周知普及を図り、首都直下地震緊急対策区域以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性がさらに強化される。</p> <p>※ サーバールーム面積比は民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度)</p> <p>首都直下地震対策緊急対策区域外のデータセンターへのバックアップの比率(サーバールーム面積比)については、平成26年度末時点で約2.30%であり、平成24年度末時点の約1.97%から約0.33ポイント向上しているが、政策の達成目標(7③)には達していない。当該向上における本措置の直接的効果は約0.18ポイントと推計され、一定の寄与が認められる。本措置の効果のほかには、平成23年の東日本大震災以降、データセンターに対するバックアップのニーズが増加していることが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響について、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、同区域への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。</p> <p>震災から年数が経過するにつれて、バックアップの機運は低減していくと考えられるところ、一方で、首都直下地震等を想定した、強靱なITインフラ環境を確保する必要性は7①のとおり政府の方針でも明記されている。そのため、政策目的を達成するためには、政府としてこれを強力に促進する必要がある。本措置を継続することなくデータセンターの地域分散化を促進することは困難であると考えられる。首都直下地震緊急対策区域のデータセンターへのバックアップを継続的に訴求し、促進していくためには、本措置の継続が必要不可欠である。</p> <p>本税制延長による首都直下地震対策緊急対策区域外のデータセンターへのバックアップの比率(サーバールーム面積比)の達成目標(平成29年度末で</p>

		<p>約3.2%)に対する直接的向上効果は、8①の適用額より約0.07ポイントと推計される。</p> <p>※ サーバルーム面積比及び本措置の寄与度は、民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計。</p> <p>※ 前回要望時の事前評価書(平成26年8月)においては、要望内容が本措置の「東京圏のデータセンターのバックアップを行うもの」とする適用条件(以下、バックアップ要件)を緩和する拡充要望であったため、測定指標を「国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバルーム床面積)」としていたところ。前回要望の結果、対象地域を首都直下地震緊急対策区域とした上で、バックアップ要件についても継続して措置されたため、今回の延長要望において、同区域及びバックアップ要件を考慮しない当該測定指標を継続することは適当ではないことから、今回事前評価においては、前回要望の過程で設定した7③の目標を測定指標として設定している。</p> <p>なお、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバルーム床面積)を、平成25年度末の約58%から平成28年5月末に約53%にすることを目標としていたところ、平成26年度末現時点で58%と横ばいになっている。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度)</p> <p>首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバルーム面積比)は、平成24年度末時点の約1.97%から、現状は平成26年度末時点で約2.30%となっており、当該向上における本措置の直接的効果は約0.18ポイントと推計される。本措置が延長されない場合、本措置による促進効果が期待されないことから、今後もこの比率にとどまることが予想される。</p> <p>こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのサービス提供が停止し、各種事業者のシステムが利用不可能となるとともに、復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度)</p> <p>本措置により首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップサービスのための同区域外のデータセンターの拡充が行われたところ。これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止はデータセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、も</p>
--	--	---



			<p>って、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予期することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターは、同区域内のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが同区域に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、首都直下地震緊急対策区域以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターへのバックアップ比率の向上が必要である。情報通信基盤の耐災害性の強化は、事業者自らが積極的に取り組むことではじめて効率的・効果的に図られるものであるため、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考ええる。</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>首都直下地震緊急対策区域のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予期することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者（提供側）または利用する個人・企業等（利用側）に首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、当該区域においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考ええる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域にデータセンターが整備されることによって、当該地域における雇用創出や人材育成等に貢献し、地方経済の活性化に資することが期待される。
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成 26 年8月
----	--------------------	-------------------

## データセンター地域分散化促進税制の適用数等見込及び減収見込額算定根拠

## ○ 適用数

平年度の適用者数見込みは、過去の計画認定実績（平成 25 年度～26 年度で 2 件）から 1 件である。

## ○ 適用額（特別償却の限度額）

本税制措置の対象設備の設備投資 1 件あたりの設備取得見込額を、富士キメラ総研「データセンター市場調査総覧 2015 年版」に掲載の設備投資見込額をもとに算出すると、以下のとおりとなる。

平成 27 年度（見込）：

$$\begin{aligned} & \text{国内の対象設備の投資見込額}^{\ast 1} / \left( \text{国内データセンター棟数}^{\ast 2} \times \text{1 棟あたりの} \right. \\ & \quad \left. \text{年間設備投資件数}^{\ast 3} \right) \\ & = 142,160 \text{ 百万円} / \left( 499 \text{ 棟} \times \text{1 件/棟} \right) = 284.9 \text{ 百万円/件} \end{aligned}$$

平成 28 年度（予測）：

$$\text{同上} = 146,730 \text{ 百万円} / \left( 499 \text{ 棟} \times \text{1 件/棟} \right) = 294.0 \text{ 百万円/件}$$

平成 29 年度（予測）：

$$\text{同上} = 150,240 \text{ 百万円} / \left( 499 \text{ 棟} \times \text{1 件/棟} \right) = 301.1 \text{ 百万円/件}$$

適用額は、それぞれの設備投資見込み額に、特別償却 10% を乗じた値となる。

※ 1 「データセンタービジネス市場調査総覧 2015 年版」（富士キメラ総研）による当該年度の投資見込／予測額。

※ 2 同資料に掲載されているデータセンター棟数。

※ 3 データセンター 1 棟あたりの機器の更改や追加導入のための設備投資が通常年間 1 回（事業者ヒアリングによる）であることから、1 棟あたりの年間設備投資件数を 1 件と仮定。

## ○ 減収額

平年度の適用数見込みは、過去の計画認定実績（平成 25 年度～26 年度で 2 件）から 1 件であり、減収見込額は次のとおりとなる。

平成 27 年度：

$$\begin{aligned} & \text{適用数見込み} \times \text{1 件あたり投資見込額} \times \text{特別償却率} \times \text{法人税率} \\ & = 1 \text{ 件} \times 284.9 \text{ 百万円/件} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{6.8 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

平成 28 年度：

$$\text{同上} = 1 \text{ 件} \times 294.0 \text{ 百万円/件} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{7.0 \text{ 百万円}}}$$

平成 29 年度 :

$$\text{同上} = 1 \text{ 件} \times 301.1 \text{ 百万円/件} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{7.2 \text{ 百万円}}$$

## データセンター地域分散化促進税制の測定指標の達成状況等

### ○ 測定指標

首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率（サーバールーム面積）  
（以下、「バックアップ比率」という。）

### ○ 達成状況

時期	首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積※ <sup>1</sup> (A)	同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターのサーバールーム面積※ <sup>2</sup> (B)	バックアップ比率 (B/A)
平成 24 年度末	645,510 m <sup>2</sup>	12,696 m <sup>2</sup>	1.97%
平成 26 年度末	710,830 m <sup>2</sup>	16,353 m <sup>2</sup>	<u>2.30%</u>

※1 「データセンタービジネス市場調査総覧」（富士キメラ総研）2013 年度版及び 2015 年度版による当該区域のサーバールーム面積の合計

※2 同資料による当該区域以外のサーバールーム面積のうち、同資料によるセカンダリソリューションの市場規模等に乗じて算出

### ○ 測定指標への本制度の寄与度（実績）

本税制を適用したデータセンターのサーバールーム面積（平成 25 年度実績）：  
1,290 m<sup>2</sup>（推計）※<sup>3</sup>

同面積を除いた場合の平成 26 年度バックアップ比率：  
(16,353 - 1,290) / 710,830 = 2.12%

本税制の測定指標への寄与度（実績）：  
2.30 - 2.12 = 0.18 ポイント

※3 当該データセンターはセキュリティ確保の観点から、立地、諸元等が非公開。そのため、「データセンタービジネス市場調査総覧」（富士キメラ総研）2013 年度版における当該データセンターが立地する都道府県のデータセンターのサーバールーム面積の平均値により推計。

### ○ 測定指標への本制度の寄与度（推計）

設備投資額百万円あたりの寄与度：

0.18 / 1579.0 百万円（認定済み実施計画に基づく設備投資額） = 0.00012 ポイント  
本税制延長による設備投資額（見込み）：

294.0 百万円（平成 28 年度） + 301.1 百万円（平成 29 年度） = 595.1 百万円  
本税制延長による寄与度（推計）：

0.00012 × 595.1 = 0.07 ポイント

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長</p> <p>(国税4・地方税5(自動連動))</p> <p>(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p><b>【要望事項】</b></p> <p>適用期限を2年延長する。</p> <p><b>【制度概要】</b></p> <p>中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p>
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月末まで)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末まで)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末まで)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末まで)</p> <p>平成26年度 2年間の延長(平成28年3月末まで)</p>
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。今年度からマイナンバー制度への対応が必要になり、また、平成29年4月には消費税率の再引上げが予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>平成28年度概算要求における政策評価体系図</p> <p><b>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</b></p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政民営化の確実な推進</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。</p> <p>個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。</p> <p>また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合          法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用社数】</p> <p>平成24年度:430,555社          平成25年度:459,181社          平成26年度:477,548社          平成27年度:496,650社          平成28年度:516,516社          平成29年度:537,177社</p> <p>【適用総額】</p> <p>平成24年度:2,423億円          平成25年度:2,613億円          平成26年度:2,718億円          平成27年度:2,826億円          平成28年度:2,939億円          平成29年度:3,057億円</p>

		<p>【本措置の利用業種】(平成 25 年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>17.2</td> <td>15.1</td> <td>3.3</td> <td>8.6</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>不動産業</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>7.5</td> <td>4.5</td> <td>29.0</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合(%)	7.5	4.5	29.0	1.6					
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																									
割合(%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0																									
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																										
割合(%)	7.5	4.5	29.0	1.6																										
	② 減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>242</td> <td>42</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>251</td> <td>43</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>261</td> <td>45</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>271</td> <td>47</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>282</td> <td>36</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>294</td> <td>38</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」  ※平成 26 年度以降については、4%(平成 23 年度～25 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 24 年度	242	42	91	平成 25 年度	251	43	94	平成 26 年度	261	45	98	平成 27 年度	271	47	109	平成 28 年度	282	36	113	平成 29 年度	294	38	118
	法人税	法人住民税	法人事業税																											
平成 24 年度	242	42	91																											
平成 25 年度	251	43	94																											
平成 26 年度	261	45	98																											
平成 27 年度	271	47	109																											
平成 28 年度	282	36	113																											
平成 29 年度	294	38	118																											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)</p> <p>本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析  少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%(※)増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから分析</p> <p>(重回帰分析結果)  <math>LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.85* + 0.1LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.19D(\text{パソコン利用}) + 0.12D(\text{建設業}) - 0.02D(\text{製造業}) + 0.04D(\text{情報通信業}) - 0.2D(\text{運輸業}) + 0.42D(\text{卸売・小売業}) + 0.11D(\text{不動産業}) - 0.2D(\text{飲食・宿泊業}) - 0.05D(\text{教育・学習支援業}) - 0.13D(\text{その他サービス業})</math>  (備考)*: 5%有意水準、補正R2=0.35</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 27 年 3 月)</p> <p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソ</p>																												



ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

※中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況

個人事業主：平成 26 年：31.3%（対前年比 +0.7 ポイント）

法人：平成 24 年：76.4%（対前々年比+8.2 ポイント）

（出典）

個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省）

法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成 23 年は実施していないため、平成 24 年と 22 年の比較）

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月）

中小企業は従業員数が少ないことが多く、こうした中で、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であり、本措置による減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減は不可欠である。

中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

このような状況下で本措置が延長されなかった場合、中小企業の事務負担が増加することになり、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の活力が削がれることになる。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月）

減収額と達成目標の実現状況との対比

年度	減収額 （億円）	個人事業主 （従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合）（%）	法人 （従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合）（%）
20	520	28.5	75.1
22	164	27.6	64.9
24	242	30.8	70.0

本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。

・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%（※）増加する。

（※）「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の本特例措置利用データから分析

（重回帰分析結果）

			$LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.85 + 0.1LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.19D(\text{パソコン利用}) + 0.12D(\text{建設業}) - 0.02D(\text{製造業}) + 0.04D(\text{情報通信業}) - 0.2D(\text{運輸業}) + 0.42D(\text{卸売・小売業}) + 0.11D(\text{不動産業}) - 0.2D(\text{飲食・宿泊業}) - 0.05D(\text{教育・学習支援業}) - 0.13D(\text{その他サービス業})$
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月